

ITOSHIMACITY INFORMATION

平成23年度糸島市市民モニター ～第1回アンケート調査実施報告～

問い合わせ

糸島市経営企画課 ☎(332) 2061
糸島市公式HPより [市民モニター](#) [検索](#)

これは、行政サービスに対する市民の意見や提言を把握するため、平成23年度から導入した調査です。公募と団体推薦による延べ200人のモニターに対し、選択式もしくは文章記入によるアンケート調査形式で実施しました。

4つの分野で15の調査項目を設定

調査は、福祉・子育て、環境保全、地域づくり、産業振興の4分野に50人ずつモニターを配分。計15項目で実施しました。

福祉・子育て分野
地域福祉を担うべき主体、子育てのしやすさ、食育への関心度など。

環境保全分野
環境対策の取り組み内容、ごみ減量・リサイクルの実践内容、防災のための日ごろの取り組みなど。

地域づくり分野
地域活動への参加状況、NPO・ボランティアの実践内容など。

産業振興分野
地産地消への関心度、ファームパーク伊都国や二丈交流体験広場の認知度や利用率など。

全分野共通
糸島市の地域ブランド（地域イメージ）、プレミアム付き商品券の認知度や利用方法、広報「いとしま」を読む頻度、市政全般への自由意見など。

報告書は、市役所情報公開コーナーなどでご覧ください

報告書は、市の情報公開コーナーや経営企画課窓口に配置しています。また、市ホームページでもご覧いただけます。

結果は市政に反映します

より市民のみなさんが必要とする行政サービスの提供につなげるため、事業の評価や見直しに活用します。改善した結果は、あらためて広報「いとしま」でお知らせします。

国民健康保険被保険者証の更新

問い合わせ

糸島市国保年金課 ☎(323) 1111
糸島市公式HPより [保険者証](#) [検索](#)

平成23年11月から使用する保険証を郵送します。

保険証は、一人一枚のカード型です。国民健康保険に加入しているご家族全員分が届いているか確認をお願いします。

郵送時期 10月21日以降

郵送種別 簡易書留（世帯主あて）

有効期間 平成23年11月1日から平成24年10月31日まで

※平成24年10月31日までに75歳になる人や、退職者医療の被保険者で65歳になる人などは、有効期限が異なります。

いずれの場合も、有効期限が来る前に新しい保険証を郵送します。



就学などで、糸島市外に住民票がある人の有効期限は、平成24年3月31日になっています。平成24年4月以降も継続の場合は、更新手続きが必要です。

詳細は、広報「いとしま」平成24年3月号でお知らせ予定です。

学生の保険証
証を郵送します。

注意点
保険証は、たいせつなものです。保管や取り扱いには、十分注意してください。住所が変わったときや、職場の健康保険などに加入したときなどは、14日以内に国保年金課へ届け出て、保険証の差し替えや返還をお願いします。

高齢受給者証
70歳から74歳までの人に交付している「国民健康保険高齢受給者証」は、現在お持ちのものをそのまま使用してください。

まちづくり校区懇談会にご参加を ～まちづくり基本条例制定に向けた校区説明会開催～

問い合わせ

糸島市経営企画課 ☎(332) 2061
糸島市公式HPより [校区懇談会](#) [検索](#)

まちづくり校区懇談会日程一覧

	日付	曜日	開始時刻	校区名
平成23年	10月27日	木	19:00	福吉
	11月1日	火	19:00	加布里
	11月5日	土	18:00	可也
	11月8日	火	19:00	一貴山
	11月12日	土	14:00	南風
	11月12日	土	18:00	雷山
	11月17日	木	19:00	東風
	11月23日	水(祝)	14:00	長糸
	11月23日	水(祝)	18:00	波多江
	11月26日	土	10:00	怡土
平成24年	1月19日	木	19:00	前原
	1月22日	日	14:00	深江
	1月22日	日	18:00	前原南
	1月24日	火	19:00	桜野
	1月28日	土	14:00	引津

○会場は、各校区公民館です。
○懇談会は、2時間程度を予定しています。
○各校区の課題について意見交換を行いますので、できるだけお住まいの校区の懇談会に出席してください。

各校区でまちづくり懇談会を開催

市は、市内の全校区を対象に、まちづくりに関する懇談会を各校区公民館で開催します。

当日は、市長が各校区を訪問し、市のまちづくりに関する説明をします。また、校区で取り組んでいるまちづくりや、みなさんが日ごろ感じていることを直接聴かせていただきます。

長期総合計画に基づいたまちづくりを説明

市では、今年度から10年間のまちづくりの基本的な方向性を示した「第1次糸島市長期総合計画」に基づき、まちづくりを進めています。

この長期総合計画に示した課題、それを解決するための成長戦略、重点プロジェクトなどを説明します。

各校区の共創プランについて意見交換

各校区では、昨年度に、校区の課題を自ら解決するためのまちづくりの計画「共創プラン」を策定しています。今年度から、この計画に基づいて、各校区で活動事業を進めています。

懇談会では、校区から課題や取り組みを紹介してもらい、その解決策などについて一緒に考える意見交換を行います。

「まちづくり基本条例」の制定に向けて

市では、昨年12月から「まちづくり基本条例」の制定に向け、条例素案の作成作業を、市民のみなさんと一緒に進めてきました。7月からは、学識経験者からなる審議会を設置し、条例素案を調査・審議中です。

このたび、審議会の検討を経た素案がまとまったことを受け、各校区を回り、市民のみなさんに条例素案の内容をお知らせしたいと考えています。

まちづくり基本条例は『市の憲法』

この条例は、『市の憲法』と呼ばれ、市のすべての条例の上位に位置付けられています。市民のみなさんと、市民の代表である議会、そして市とが一緒になつてまちづくりを進めていくための基本的なルールになります。

この条例を何のために制定するのか、制定したらどのような効果があるのか、糸島市の条例素案の特徴などについて説明します。

その上で、みなさんからも意見をお願いし、それを、再度、審議会に報告します。

まずは参加することから始めませんか

市民のみなさんが自ら考え、行動するまちづくりの第一歩として、校区懇談会への積極的な参加をお願いします。

※日程については、上の表をご覧ください。